

東京裁判(極東国際軍事裁判)弁護側証拠、
すべての却下・未提出書類2306件を初公刊!!

東京裁判却下・未提出辯護側資料

—全8巻—

東京裁判資料刊行会編(代表 小堀桂一郎)

(委員=小田村四郎・高池勝彦・中村 索・富士信夫・村尾次郎・渡邊 明)



発行 国書刊行会



〈本書の特色〉

- 東京裁判(極東国際軍事裁判 昭和23年11月12日)における弁護側準備資料のうち、却下・未提出のものを法廷審理の順序に従つて編纂・集大成したもので、本資料は初公刊。

- 法務図書館収蔵の右資料(和・英の二種あり)のうち、和文資料について編纂、欠落部は英文資料等を基に調査し、完璧を期した。

- 各資料は、本裁判の審理年月日順に配列し、上段(資料番号)、中段(却下・未提出の区別)、下段(資料提出日=昭和22・4・30を略号で表記)の如く、資料を通してやすく工夫した。

● 定価・仕様・配本(分売不可)

〔平成七年一月配本〕

◇第一巻～第四巻= 摂定価七六四五七円
(菊判・上製函入・総頁)=一九〇〇頁

〔平成七年四月配本〕

◇第五巻～第八巻= 摂定価七六四五七円
(菊判・上製函入・総頁)=一六〇〇頁

D912
却下
22.4.30

〔発行所〕

(株)国書刊行会

〒174 東京都板橋区志村1-13-15
電話 03-5970-7421
FAX. 03-5970-7427

〔取扱い書店〕 小社の書籍は注文制です。書店にお申し込み下さい。

△ 収録内容

〔第一卷〕

緒言
凡例

I 辯護側反證段階

- (I) 冒頭陳述
- 清瀬一郎辯護人（總論A）
- 高柳賢三辯護人（總論B）
- ローガン辯護人

II 一般段階

- 一大日本帝國憲法その他の諸法規
- 二 諸條約と諸國家の態度
- 三 外交責任及び個人的責任の免除並びに訴追されてゐる犯罪の性質

III 一般段階

- 一大日本帝國憲法その他の諸法規
- 二 柳條湖事件
- 三 第一次上海事變
- 四 滿洲建國

IV 日本政治機構と共同謀議の不存在

- 五 八紘一字と東亞新秩序及び大東亞共榮圈
- 六 日本の國民經濟と對日包圍

V 教育、情報、宣傳關係

- (一) 政治問題
- (二) 滿洲國の阿片問題
- (三) 阿片問題
- (四) 經濟侵略について
- (五) 中華民國新政權
- (六) 新政權の樹立

- (I) 支那事變
- (II) 蘆溝橋事件
- (III) 蘆溝橋事件の事情に関する證言
- (IV) 不擴大方針に関する證據
- (V) 通州事件

〔第二卷〕

〔第三卷〕

- (I) 支那事變
- (II) 蘆溝橋事件
- (III) 蘆溝橋事件の事情に関する證言
- (IV) 不擴大方針に関する證據
- (V) 通州事件

- (I) 対ソ關係
- (II) 防共協定
- (III) 日ソ不可侵條約問題
- (IV) 中ソ聯に對する日本の軍事計畫
- (V) 中立條約と中立問題
- (VI) 日本の對ソ中立維持政策

〔第四卷〕

- (I) 対ソ關係
- (II) 防共協定
- (III) 日ソ不可侵條約問題
- (IV) 中ソ聯に對する日本の軍事計畫
- (V) 中立條約と中立問題
- (VI) 日本の對ソ中立維持政策

- (I) 対日經濟壓迫
- (II) 對日經濟
- (III) 對日經濟
- (IV) 對日經濟
- (V) 對日經濟
- (VI) 太平洋戰爭（大東亞戰爭）

〔第五卷〕

〔第六卷〕

〔第七卷〕

〔第八卷〕

- (I) 対日作戰計畫
- (II) 政府と統帥府との關係
- (III) 日米交涉
- (IV) 初期の交渉
- (V) 佛印進駐とその影響
- (VI) 東條内閣の成立
- (VII) 大統領および對米通告
- (VIII) 日米開戰

〔第五卷〕

〔第六卷〕

〔第七卷〕

〔第八卷〕

〔第五卷〕

〔第六卷〕

〔IV〕 支那事變
 三浦漢口總領事發佐藤外相宛（昭一二）
 暗（漢口） 三月一六日後發
 本省 三月一六日夜着 亞
 中共中央ノ今後ノ路線

D 913
 却下
 22.4.30 (4)

(一) 現政府及國民黨ニ反対シ
 (二) 民衆ノ利益の要求貫徹ノ爲政權ヲ奪取スルカ又ハ現政府
 政權ノ發展ヲ阻止スル爲之ヲ利用ス
 支、上海大使、北平、在支各總領事へ轉電セリ

258

第八七號

往電第八三號ニ關シ

十一日附西安情報左ノ通り

客月十五、六日ニ亘リ毛澤東、彭德懷、徐海東、朱德、徐向前
 ノ代表張聞天ハ外蒙古寧夏省同心城ニ於テ蘇聯ヨリ派遣セル露
 人約二十人ト會同シ中央黨今後ノ路線ニ關シ左ノ通り議決セル
 趣ナリ

第八二號

往電第八一號ニ關シ

八日附西安情報左ノ通り

ト爲ス
 二、人線ノ組織ニ關シテハ派別階級ノ如何ヲ論セサルモ工人
 及農民ヲ以テ組織ノ基本トス

三、本件組織ノ路線ハ各地民衆ノ生活状態ニ應シテ組織セシメ
 タル各種各様ノ救國團體ニ基礎ヲ置キ救國ノ名義ノ下ニ漸時
 反政府的鬭争ヲ開始セシム

四、本件組織ノ領導權ハ本黨之ヲ掌握シ適當ノ時機ニ右秘密團
 體ヲ公開セシメ積極的ニ之ヲ操縱シ一般民衆ノ利益的要請
 徹ヲ以テ抗日動員ノ先決條件ト爲スヘシ

五、本件組織ハ
 (一) 日本帝國主義ニ反対シ

D 912

却下
 22.4.30 (4)

(一) 現政府及國民黨ニ反対シ
 (二) 民衆ノ利益の要求貫徹ノ爲政權ヲ奪取スルカ又ハ現政府
 政權ノ發展ヲ阻止スル爲之ヲ利用ス
 支、上海大使、北平、在支各總領事へ轉電セリ

三浦漢口總領事發佐藤外相宛（昭一二）
 暗（漢口） 三月一三日前發
 本省 三月一三日前
 中共ノ對蔣要求三浦漢口總領事發佐藤外相宛（昭一二）
 暗（漢口） 三月一三日前發
 本省 三月一三日前
 中共ノ對蔣要求

西安ニ於ケル共產黨側ノ情報ニ依レハ中共本部ニ於テハ「ボロ
 ツキー」、「コルスキ」並ニ中央少共國際秘書長李幕飛、政治
 部主任石佛遵ヲ代表トシテ南京ニ赴カシメ孫科等ヲ通シ蔣介石
 ニ對シ左ノ如キ中共側ノ主張ヲ提出セル趣ナリ
 (一) 中央軍ノ紅軍圍剿計畫ノ取消
 (二) 中央側各種反共宣傳ノ中止
 (三) 紅軍ヲ抗日軍ニ改編ス
 (四) 甘肅、寧夏、新疆ノ各省ヲ紅軍ノ根據地トス
 (五) 賀龍、徐向前、徐海東部「隊」ヲ剿滅匪豫備隊トス
 (六) 張、楊部隊ヲ東方ニ移駐ス
 (七) 日本ノ在支權益ヲ一切否認ス

刊行の辭

東京大学名譽教授 明星大学教授

小堀桂一郎

極東國際軍事裁判（通稱東京裁判）の判決が、戰後半世紀の間我が國人の意識の中に流し續けた害毒は涯しなく廣く浸み渡り、その罪業は限りなく深い。今からでも遅くはない、その判決に對する根本からの訂正要求を、謂はば裁判それ自體に對する再審請求を提起すべき時が來てゐる——。本資料刊行會の編輯同人達の胸裡にこんな着想が芽生えたのは先帝陛下御在世の最後の年の頃である。

平成三年の暮近く、私共は、當初は夢の様に思へた東京裁判再審請求の企てを、紙上に於いて實現すべき方途が現實に存在することを發見して思はず飛び上るほどの嬉しい衝撃を覺えた。あの裁判に被告側の辯護人として參加した當時の法曹界の有志の中には、やはり半世紀の後の世のなりゆきに遠き慮を馳せてのことであらう、驚くべく又感謝すべき配慮を働かせてくれた賢者があつものである。この先人達は、東京裁判法廷に提出すべく準備をしながら、裁判長と檢察官の恣意的にして横暴な訴訟指揮により、法廷證として受理することを拒否され、當座は虚しき文反古と化してしまつた未使用の證據書類を、却下處分を受けたもの及び却下を見越して未提出に終つてしまつたもの併せて二千三百點餘、原稿用紙に換算して約二萬枚に達する厖大な分量の文書を、一箇所に一括保存するといふ處置を講じておいてくれた。それを又、散逸を防ぐために、嚴重且つ入念な管理下に置いてひたすら忠實な保管に努め、その適正なる全面公開の日の到来を待つことに徹してゐた人々もゐたのである。

私共編輯同人一同は、この貴重な資料群を作つた人、護り傳へた人の意を十分に體して、約三年の歳月を費して資料全點につき一字一句を忽せにせぬ忠實な復元・校訂と、研究資料としての利用者の立場を第一義とする嚴正な編纂・印刷の事業を企てた。

資力も労働力も殆んど零に近い状況に在つて着手した事業ではあつたが、幸ひにして實に多くの方々からの暖い御援助と御策勵とを受けて、茲に漸く全八巻に達する「東京裁判却下未提出辯護側資料」全點の一舉公刊に漕ぎつけることが出來た。一言に纏めて言ふならば、この資料集が包含してゐるのは、東京裁判法廷に於いて被告となつた日本國自身が、當然言ふべく訴ふべくしてしかも事前の口封じによつて緘默させられてしまつた「日本側の言分」とその裏付けとなる證據書證である。裁判所はそれらを被告の「自己辯明」であるとして聞く耳を持たず、全て却下處分に付した。然し、凡そ被告の辯明をあらかじめ一切封じた裁判が裁判の名に値しようか。殆んど檢察側の主張のみを取り入れて成立した論告や判決を公正な審理の成果だ扱ふ如何して僭稱することが出來ようか。現今我々の歴史的思考の枠組を強壓的に支配せんとしてゐる「東京裁判史觀」とは、理性に對するその様な暴力支配の產物なのである。私共がこの資料集を挈げて紙上の「東京裁判再審請求」の舉に立ち向はざるを得ない所以である。敢へて揚言して曰ふ。凡そ日本近代史を論ぜんとする人にして、この資料集の精査といふ關門を通過せぬままに事に當る者がありとすれば、それは東京裁判の犯した二十世紀最大の不條理の共犯者となるものである。

推薦の辭

東京大学名誉教授

伊 藤 隆

敗戦から半世紀になる今日、「さきの大戦」とは何であったのかにつき日本人自らの明確な共通認識が得られていないことが、今日の日本人の生き方を混沌に陥らせている。その意味で「さきの大戦」に戦勝国が与えた認識、極東国際軍事裁判の判決、その全過程をきちんと再検討することは重要な課題である。我々はこの裁判の速記録により概ねその過程を知り得る。しかしその過程で弁護側が提出したが却下された、或いは用意したまま却下を予想して提出されなかつた極めて多くの書証等があつたことも知られている。その多くは敗戦国日本の主張である。これをも視野に入れて再検討する必要があるのである。

極東国際軍事裁判に関する史料を最も多く集積しているのは、法務図書館で、日本側裁判関係者の大変な努力の成果である。この中に、却下された或いは未提出に終わった書証等が含まれているが、今回東京裁判資料刊行会が、それを中心に各方面から収集したものと加えて刊行されることは、極めて時宜に適したものとして歓迎し、各方面に推薦したい。

推薦の辭

慶應大学教授

江 藤 淳

東京裁判は、歴史を改竄して、自己の戦争目的を正当化しようとする連合国側のたくらみが、グロテスクに演出された稀代の一大茶番であつた。だからこそ、当時マッカーサー司令部は、「ウォーニング・インフオーメーション・プログラム（戦争が悪かつたという気持を日本人の心に植えつける宣伝計画）」なるものを実施して、大がかりな日本人の洗脳を試みなければならなかつたのである。

その効果が、ほぼ半世紀を経たにもかかわらず、依然として顕著な今日、裁判で却下されたり未提出に終わった弁護側証拠書類が、一括して公刊される意義はまことに大きい。寝食を忘れてこの大事業に取組まれた小堀桂一郎氏と東京裁判資料刊行会の、御努力と烈々たる気概に対し、衷心より深い敬意と一国民としての感謝を捧げたい。

推薦の辭

初代国連大使

加 瀬 俊 一

この度、国書刊行会より、東京裁判却下未提出弁護側資料八巻が、畏友・小堀桂一郎先生の監修のもとに公刊される運びとなつたのは、国家民族の慶事であつて、まことに喜ばしい限りである。

私は長い間、東京裁判を裁判せよ、と主張してきた。東京裁判は法理論的に適法ではなく、要するに、勝者が敗者を一方的かつ恣意的に断罪したもので、著しく公正を欠く。にもかかわらず、敗残無力の国民は異議を唱える気力もなく、日教組などの策謀によって、東京裁判史觀が一般に定着してしまつた。すなわち、日本国民は精神的に去勢されたも同然であつた。これを速かに是正せねば、独立国としての外交は運用できぬ。日本の首相が半世紀も昔の過去の行動について謝罪し、友邦の首相にタシナメられたのは、なお、記憶に新らしい。そのような不見識な言動は国際的な軽侮を招くだけである。

推薦の辭

外交史料館顧問

栗 原 健

歴史の研究理解または編纂に、史料が大切なことは、今更申すまでもないことです。昭和二十一年五月三日に開廷され、昭和二十三年十一月十二日に刑の宣告があつた極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）の頃、私は、外務省員として、東京裁判と外務省記録との仕事をしており、その間、貴重な弁護側史料が、多く却下され、大変に残念に思つていたことでした。それら貴重な弁護側史料が、ようやく、小堀桂一郎氏監修・東京裁判資料刊行会編で『国書刊行会』より刊行されるとのこと、まさに慶賀至極であり、関係諸氏の御苦心と努力に、満腔の敬意を表し、併せて本「東京裁判却下未提出弁護側資料」が、学界のみならず、廣く江湖に、活用されるよう、願う次第です。

推薦の辭

東京大学教授

長 尾 龍 一

歴史家を興奮させるものの一つに、新資料群の発見がある。東京裁判所条例は、「裁判所は証拠に関する技術的規則に拘束されない」と規定し、裁判所はそれに従つて『原田日記』のような伝聞証拠を数多く採用しながら、弁護側の提出した多くの証拠を「関連性なし」として却下した。インドのパル判事は、少数意見の中で、この裁判所の採証基準の不公正を批判しているが、法務省の書庫などから発掘されたこれらの証拠の再検討は、東京裁判の手続的再検討の重要な手がかりとなるであろう。そればかりでなく、この膨大な文書の中に、昭和史解釈の根幹に関わるような重要な史料が埋もれているのではないかと期待している。

推薦の辭

上智大学教授

渡 部 昇 一

現代の日本で残念なこと、あるいは不愉快なことがあつたら、その根源はほとんど全部が、東京裁判と、その偏向史觀が日本人にこの五十年間吹き込まれ続けてきたことにある、と言つてもそれほどの誇張にならないであろう。戦後の戦犯裁判、公職追放令、占領軍の言論統制等を背景にして、言論界や学界には東京裁判史觀を振りかざした反日勢力が深く根を下ろし、日本人、特に若い世代を害してきている。

この害を流し続ける汚染源を一掃することこそ、これから日本人のやらねばならぬ第一の仕事である。汚染源は当時の日本の敵の史觀であるから、これを除去するにはその史觀が全く一方的な偏見であることを史料的に証明せねばならぬ。今回の資料出版は汚染源を正にその源において除去するに足りるものである。日本と、そして窮屈的にはアジアの為に慶祝したい。